

# 業務取扱要領

60001—60060 育児休業等給付関係  
(出生後休業支援給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

# 目 次

60001-	第 1	制度の概要等	1
60010			
60001-	1	制度の概要	1
60010			
60001	(1)	給付の種類及び受給資格	1
60002	(2)	出生後休業	1
60003	(3)	対象期間	2
60004	(4)	支給要件	2
60005	(5)	被保険者の配偶者の出生後休業例外要件	3
60006	(6)	支給額等	7
60007	(7)	申請手続の主体等	7
60008	(8)	「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」及び「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」の個人番号に係る取扱い	8
60009	(9)	「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」等の本人署名の省略に係る取扱い	10
60011-	第 2	出生後休業支援給付金の支給申請手続	12
60030			
60011-	1	概要	12
60020			
60011	(1)	概要	12
60021-	2	出生後休業支援給付金の支給申請に係る取扱い	13
60030			
60021	(1)	支給申請期間	13
60022	(2)	添付書類	20
60023	(3)	出生時育児休業給付金の支給申請又は育児休業給付金の初回支給申請時に行う出生後休業支援給付金の支給要件の確認	32
60024	(4)	出生時育児休業給付金の支給申請又は育児休業給付金の初回支給申請時に行う支給要件の確認後の支給額の算定	34
60025	(5)	出生後休業支援給付金支給申請書が提出された場合の支給要件の確認	34
60026	(6)	出生後休業支援給付金支給申請書が提出された場合の支給額の算定	35
60027	(7)	支給決定等の通知	35
60028	(8)	育児休業給付金の初回申請が行われた場合の支給決定通知書又は育児休業給付の受給資格の確認のみが行われた場合の受給資格確認通知書に添付される育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書の取扱い	36

60041-	第3	未支給出生後休業支援給付金の支給	37
60050			
60041-	1	未支給の出生後休業支援給付金の支給	37
60050			
60041	(1)	未支給出生後休業支援給付金の支給対象者	37
60042	(2)	未支給出生後休業支援給付金の支給対象となる期間	37
60043	(3)	未支給出生後休業支援給付金の請求	37
60044	(4)	未支給出生後休業支援給付金の支給手続	38
60045	(5)	未支給出生後休業支援給付金に係る未支給失業等給付請求書の事務処理	40
60051-	第4	経過措置	42
60060			
60051-	1	令和7年4月1日施行に伴う経過措置	42
60060			
60051	(1)	令和7年4月1日施行に伴う経過措置	42

## 60001-60010 第1 制度の概要等

### 60001-60010 1 制度の概要

#### 60001 (1) 給付の種類及び受給資格

出生後休業支援給付として、出生後休業支援給付金を支給する。

出生後休業支援給付は、出生時育児休業給付金及び育児休業給付金から成る育児休業給付とは別の給付であるが、育児休業給付と同様に、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下同じ。）が、59501の算定対象休業において、原則として、当該休業を開始した日前の2年間にみなし被保険者期間（賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月又は当該休業を開始した日前の2年間に賃金支払基礎日数の11日以上ある完全月が12か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上である完全月。詳細は59523参照。）が通算して12か月以上なければ受給資格者とならない（法第61条の10第1項）ことから、育児休業給付の受給資格者でない者に出生後休業支援給付金が支給されることはない。すなわち、出生後休業支援給付金は事実上育児休業給付の受給資格者に対して追加的に支給する給付金となる。

なお、出生後休業支援給付に要する費用は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援納付金を充てることとしている。

#### 60002 (2) 出生後休業

出生後休業とは、被保険者の子（法律上の親子関係に基づく子をいい、養子を含む。また、特別養子縁組を成立させるための監護を受けている者、養子縁組によって養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者（児童相談所において養子縁組を希望する里親に委託しようとしたが、実親の同意が得られなかったため養育里親とされている者）に委託されている者についても、法律上の親子関係に基づく子に準じて取り扱うこと。）を養育するための休業をいい、具体的には休業をする者の属性ごとに次の休業を指す。（則第101条の34及び則第101条の35）

イ 被保険者本人がする出生後休業については、出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業を指す。

ロ 被保険者の配偶者がする出生後休業は以下のとおり。

(イ) 被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下同じ。）の場合は、出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業を指す。

(ロ) 被保険者の配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。以下同じ。）の場合は、各種法律（国会職員の育児休業等に関する法律第3条第2項、国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第2項（同法第27条第1項及び裁判所職員臨時措置法（第7号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項、裁判官の育児休業に関する法律第2条第2項）の規定による請求に係る育児休業を指す。

60003の対象期間内に、出生時育児休業給付金が支給される休業及び育児休業給付金が支給される休業が取得された場合や、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金が支給される休業が分

割取得された場合は、出生後休業の分割取得がされたものとして取り扱う。すなわち、60003 の対象期間内に、被保険者が出生時育児休業給付金又は育児休業給付金が支給される休業を合計 2 回以上する場合は、出生後休業を 2 回以上したものと取り扱う。また、分割取得の回数制限は、出生時育児休業給付金が支給される休業は 2 回まで、育児休業給付金の支給の対象となる休業は原則 2 回まで（例外として、59503-2 のロただし書きに該当する場合は回数制限から除外）となっていることから、出生後休業の分割取得が可能なのは原則 4 回まで、例外として 59503-2 のロただし書きに該当する場合は 5 回目以後の出生後休業が可能となる。（法第 61 条の 10 第 3 項、則第 101 条の 39 及び則第 101 条の 40）

### 60003 (3) 対象期間

出生後休業支援給付金の支給対象となる、被保険者本人がする出生後休業の対象期間は、次のイ又はロのいずれかの期間とする。（法第 61 条の 10 第 7 項）

イ 被保険者の出生後休業に係る子について産後休業（労働基準法第 65 条第 2 項（船員（業務取扱要領 20101 イ参照。以下同じ。）の場合は、船員法第 87 条第 2 項）の規定による休業をいう。休業の期間は産後 8 週間（出産日の翌日から 8 週間）である。）をしていない場合（被保険者が父親又は当該子が養子の場合を想定）は、当該子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの期間。ただし、

- ・ 出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、「当該出生の日」から、「当該出産予定日から起算して 8 週間を経過する日の翌日」までの期間
- ・ 出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日から、当該出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの期間

ロ 被保険者の出生後休業に係る子について産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、当該子が養子でない場合を想定）は、当該子の出生の日から起算して 16 週間を経過する日の翌日までの期間。ただし、

- ・ 出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、「当該出生の日」から、「当該出産予定日から起算して 16 週間を経過する日の翌日」までの期間
- ・ 出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、「当該出産予定日」から、「当該出生の日から起算して 16 週間を経過する日の翌日」までの期間

なお、産後休業は出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業には含まれず、産後 6 週間を経過した場合であって、当該被保険者の請求により、8 週間を経過する前に産後休業を終了した場合であっても、産後 8 週間を経過するまでは、産後休業とみなされる（59503 イ及び 59503-2 イ参照）ことから、ロの場合で出生後休業をすることができるのは、子の出生日の翌日から起算して 8 週間を経過する日の翌日からとなる。

### 60004 (4) 支給要件

出生後休業支援給付金は、育児休業給付の受給資格者が、次のイ及びロの両方の要件を満たした場合に支給する。（法第 61 条の 10 第 1 項）

- イ 被保険者が対象期間（60003 参照）内に、同一の子について出生後休業（60002 参照）を通過して 14 日以上取得したこと。（以下「被保険者の出生後休業要件」という。）
- ロ 被保険者が、その配偶者に関して、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件を満たしていること。（以

- 下「被保険者の配偶者の出生後休業要件」という。)
- (イ) 被保険者の配偶者が、被保険者の子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、同一の子について出生後休業を通算して14日以上取得したこと
- (注) (イ)の要件を満たし得るのは、被保険者の配偶者が被保険者の出生後休業に係る子を出産していない場合（すなわち、被保険者が母親又は当該子が養子の場合）のみである。
- (ロ) 60005に定める被保険者の配偶者の出生後休業例外要件に該当していること

#### 60005 (5) 被保険者の配偶者の出生後休業例外要件

被保険者が子の出生の日の翌日において、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、当該被保険者の配偶者が同一の子について出生後休業を通算して14日以上取得したことの要件を課さないこととする。（法第61条の10第2項、則第101条の37及び則第101条の38）

なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、次のいずれかの事由（主にロ又はハのいずれか）に該当することとなる。

- イ 被保険者が配偶者のない者その他厚生労働省令で定める者である場合（法第61条の10第2項第1号）
- (イ) 配偶者がいない場合。なお、離婚協議中の場合はこれに含めない。
- (ロ) 被保険者がする出生後休業に係る子が、当該被保険者の配偶者の子に該当しない場合（配偶者が被保険者の出生後休業に係る子と法律上の親子関係がない場合）（則第101条の37第1号）
- (ハ) その他職業安定局長が定める者である場合（則第101条の37第2号）
- 職業安定局長が定める者は、次のとおりとする。
- a 配偶者から暴力を受け、別居している被保険者
- b 配偶者が行方不明となっている被保険者（配偶者が適用事業に雇用される労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限る。）
- ロ 被保険者の配偶者が適用事業に雇用される労働者でない場合（法第61条の10第2項第2号）
- (イ) 配偶者が就労していない場合
- (ロ) 配偶者が就労しているものの、自営業者、フリーランス、労働者性のない役員など、雇用される労働者ではない場合
- ハ 被保険者の配偶者が被保険者の出生後休業に係る子について産後休業（産後休業に相当する各種法令に基づく休業を含む。以下配偶者がする産後休業において同じ。）をした場合（法第61条の10第2項第3号）
- (注) ハの要件を満たし得るのは、被保険者の配偶者が被保険者の出生後休業に係る子を出産している場合（すなわち、被保険者が父親、かつ、当該子が養子でない場合）のみである。
- ニ イ～ハのほか、被保険者の配偶者が被保険者の出生後休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子

が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内において同一の子を養育するための休業をすることができない場合として厚生労働省令で定める場合(法第61条の10第2項第4号)

- (イ) 配偶者が日々雇用される者である場合(則第101条の38第1号)
- (ロ) 配偶者が出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者である場合。具体的には、配偶者が期間を定めて雇用される者である場合であつて、その養育する子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日)から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあつては、更新済のもの。)が満了することが明らかである場合をいう。(則第101条の38第2号)
- (ハ) 配偶者が、その雇用する事業主と当該配偶者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定(以下「労使協定」という。)で、育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する場合であつて、その雇用する事業主にその育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたとき(則第101条の38第3号)。

なお、労使協定により育児休業をすることができないと定めることができるのは、①その事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない労働者、②育児休業の申出の日から1年以内(1歳6か月まで及び2歳までの育児休業をする場合には、6か月以内)に雇用関係が終了することが明らかな労働者、③出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな労働者、④1週間の所定労働日数が2日以下の労働者のいずれかである。

- (ニ) その他子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業を取得することができないやむを得ない理由があると公共職業安定所長が認める場合(則第101条の38第4号)

公共職業安定所長が認める場合は次のとおりとする。

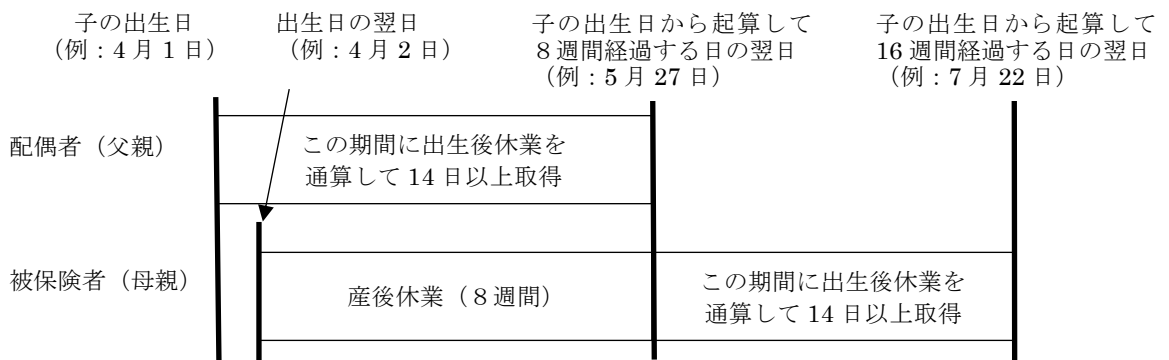
- a 配偶者が公務員であつて育児休業の請求に対して任命権者から承認がなされなかった場合
- b 配偶者が適用事業に雇用されるが、一般被保険者・高年齢被保険者ではない場合(週所定労働時間が20時間未満である者、昼間学生、短期雇用特例被保険者等)。なお、公務員であつて共済組合の組合員である場合を除く。
- c 配偶者が一般被保険者・高年齢被保険者であるが、育児休業給付の受給資格がない場合
- d 配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、配偶者が出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業が取得できない場合(賃金が支払われていなければ出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給要件を満たす休業を、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に、通算して14日以上取得している場合に限る。)

[被保険者が出生後休業支援給付金の支給要件を満たす例]

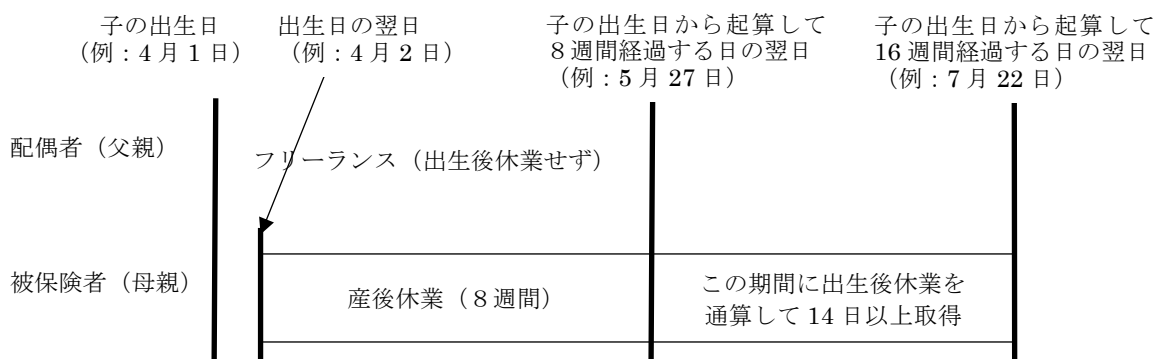
※便宜上、出産予定日と出生日が同一であるケースについて示す。

※例示1及び例示2は被保険者が母親の場合の例、例示3及び例示4は被保険者が父親の場合の例、例示5は子が養子の例。

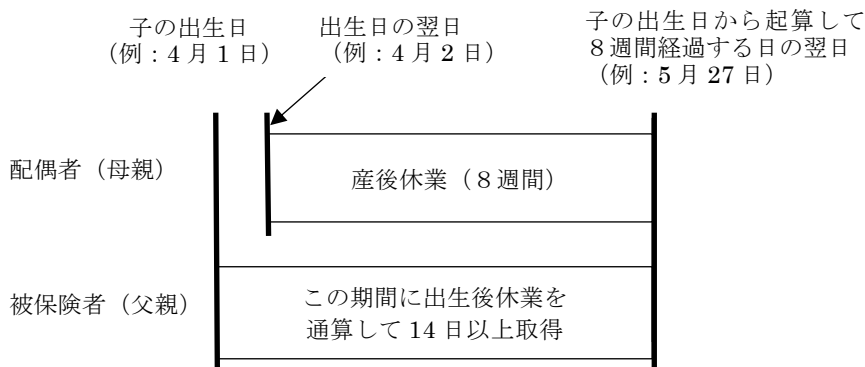
(例示1) 被保険者(母親)がその子に係る産後休業をした場合で、当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までに配偶者(父親)が出生後休業を14日以上取得した後、被保険者(母親)が対象期間(当該子の出生の日から起算して16週間を経過する日の翌日まで)に同一の子に係る出生後休業を14日以上取得した場合は、被保険者(母親)は出生後休業支援給付金の支給対象となる。(60004 ロ参照)



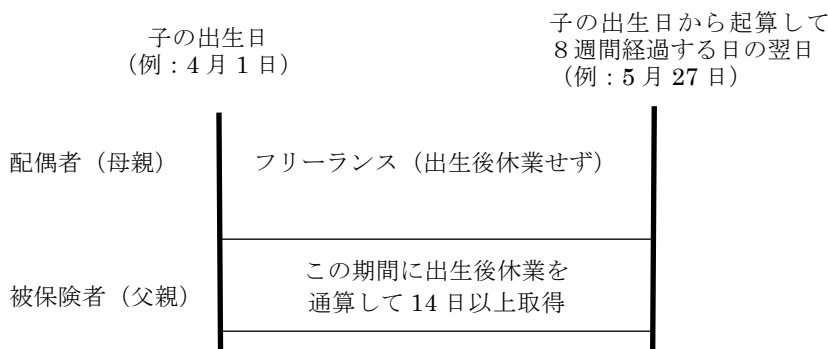
(例示2) 被保険者(母親)の配偶者(父親)がフリーランスの仕事をしており(被保険者の配偶者の出生後休業例外要件に該当)、被保険者(母親)が産後休業後、対象期間(当該子の出生の日から起算して16週間を経過する日の翌日まで)に出生後休業を14日以上取得した場合は、被保険者(母親)は出生後休業支援給付金の支給対象となる。(60005 ロ及び二参照)



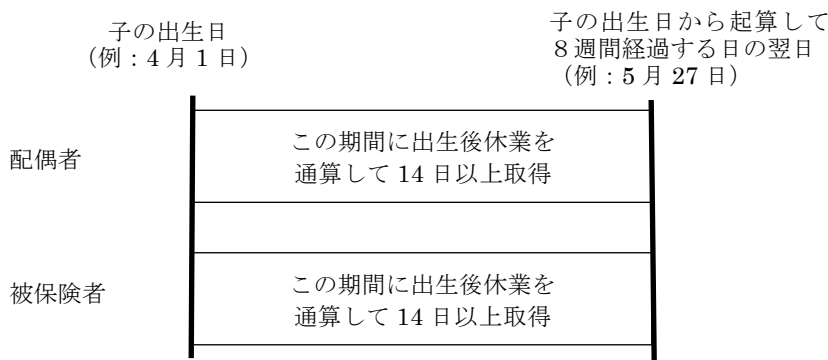
(例示3) 被保険者(父親)が対象期間(当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで)にその子に係る出生後休業を14日以上取得した場合で、配偶者(母親)が同一の子について産後休業をした場合は、配偶者(母親)の出生後休業の有無にかかわらず、被保険者(父親)は出生後休業支援給付金の支給対象となる。(60005ハ参照)



(例示4) 被保険者(父親)の配偶者(母親)がフリーランスの仕事をしており(被保険者の配偶者の出生後休業例外要件に該当)、被保険者(父親)が、対象期間(当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで)に出生後休業を14日以上取得した場合は、被保険者(父親)は出生後休業支援給付金の支給対象となる。(60005ロ及びニ参照)



(例示5) 両親ともに雇用される労働者であっていずれも産後休業の対象とならない場合(子が養子の場合に生じるケース)は、被保険者と配偶者が、対象期間(当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで)に出生後休業を14日以上取得した場合、被保険者は出生後休業支援給付金の支給対象となる。(60004参照)



## 60006 (6) 支給額等

被保険者の出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業に係る休業開始時賃金日額（59524、59565 参照）に、当該被保険者が対象期間内に出生後休業をした日数（対象期間内に当該出生後休業に係る子に対して出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業をした日数の合計日数と同じであり、28 日を上限とする。）を乗じて得た額の 13%に相当する額を支給する。（法第 61 条の 10 第 6 項）

なお、出生後休業支援給付金を支給する期間を含む出生時育児休業期間を対象として事業主から賃金を支払われた場合又は出生後休業支援給付金を支給する期間を含む本体育児休業（本体育児休業の定義は 59501 参照）中に事業主から賃金を支払われた場合でも、出生後休業支援給付金については支給額の減額は行われず（減額調整の対象となるのは、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金）。ただし、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の減額調整の結果、これらの給付金の支給がなくなった場合は、出生後休業支援給付金は支給しない。

## 60007 (7) 申請手続の主体等

イ 出生後休業支援給付関係手続については、当該育児休業給付に係る被保険者を雇用する事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」という。）において行う。

ロ 育児休業給付に係る賃金の届出は事業主の義務となっており、事業主が事業所管轄安定所に対して行うが、出生後休業支援給付においては育児休業給付に係る賃金の届出を用いることから、出生後休業支援給付の手続のために改めて賃金の届出を行う必要はない。

ハ 被保険者は、出生後休業支援給付の支給に係る各種申請書等の提出について、原則として、雇用される事業主を経由して事業所管轄安定所に対して行わなければならない。

ただし、この取扱いは、被保険者本人がこれらの各種申請を行うことを妨げるものではなく、当該被保険者が自ら申請手続を行うことを希望する場合は、事業主を経由せず当該被保険者がこれを行うことも認めるものとする。

なお、出生後休業支援給付の支給申請等の手続については、本人が郵送等により行うことも差し支えない（郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。）。

ニ 育児休業給付の支給に係る各種申請書等と出生後休業支援給付の支給に係る各種申請書等は同一の支給申請書を用いて一体的に提出することが原則であるが、被保険者の希望により出生後休業支援給付の支給に係る各種申請書等を単独で提出することも可能である。この場合、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給決定がなされた後でなければ、出生後休業支援給付の支給申請等の手続を行うことができない。（60021 ロ参照）

ホ 事業主又は社会保険労務士（以下「事業主等」という。）が 23302 ロの照合省略の対象事業主等に該当し、かつ、23302 ハに掲げる出生後休業支援給付関係手続である場合には、管轄安定所は、関係書類との照合を省略できる（23302 参照）。

**60008 (8) 「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」及び「受給資格確認票・(初回)／出生後支給申請書」の個人番号に係る取扱い**

イ 事業主等から育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書（以下「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」という。）又は育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書（以下「受給資格確認票・(初回)／出生後支給申請書」という。）が提出された場合（電子申請により提出された場合を含む。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第16条に基づき、事業主等が個人番号関係事務実施者として本人確認の措置をとる義務があるため、安定所では本人確認の措置をとることは不要である。

番号法16条においては、本人確認措置として、「提供される個人番号の真正性の確認（提供される個人番号が正しいものであるか）」及び「個人番号を提供する者の実在（身元）確認（提供する者は個人番号を有する者本人に間違いがないか）」を確認することが必要とされている。

このため、事業主等が「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・(初回)／出生後支給申請書」に個人番号を記載して提出する場合には、23601(1)ニ(ロ)に規定する別紙「雇用保険分野における事業主等が行う本人確認措置」に基づき事業主等が本人確認の措置を行うこととなる。

ロ 本人から「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・(初回)／出生後支給申請書」が提出された場合（電子申請により提出された場合を含む。）には、番号法上、安定所が個人番号利用事務実施者として本人確認の措置をとることが義務づけられているため、50005(5)ロ(ロ)の書類によって本人の身元（実在）を確認するとともに、50005(5)ロ(イ)の書類により本人の個人番号の確認を行う。

ハ 本人の代理人から、個人番号が記載された「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・(初回)／出生後支給申請書」が提出された場合（電子申請により提出された場合を含む。）には、本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状を提出させ代理権の確認を行うほか、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認するとともに、50005(5)ロ(イ)の書類により本人の個人番号の確認を行う。ただし、社会保険労務士による提出代行の場合は、社会保険労務士の名称を冠した氏名の記載又は定型印の押印があれば、委任状を提出させる必要はない。また、社会保険労務士の身元（実在）確認については、「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・(初回)／出生後支給申請書」を社会保険労務士が持参した場合は社会保険労務士証等により確認することとし、社会保険労務士が電子申請により提出した場合は、社会保険労務士の電子証明がされていること（GビズIDを用いた電子申請により提出した場合は、社会保険労務士証票の写しが添付されていること）により確認する。

ニ 事業主等、本人又は本人の代理人が窓口で持参又は電子申請により提出した「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・(初回)／出生後支給申請書」に必要な個人番号の記載がない場合は返戻し、記載を受けた上で受理する。

なお、個人番号登録届による別途の届出を予定している場合や被保険者が事業主等に対し個人番号の提供を拒否している場合等何らかの理由により、個人番号の記載のない「受給資格確

認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」については、必要な確認等を行った上で受理して差し支えない。

ホ 本人が窓口を持参又は電子申請により提出した「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」に個人番号の記載はあるが、確認書類により個人番号等の確認ができない場合は返戻し、確認書類を添付させた上で受理する。本人が個人番号の提供を拒否している等何らかの理由がない場合は、「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」を返戻し、確認書類等を整備した上で再提出するよう求める。

他方、本人から郵送により提出された「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」に個人番号が記載されていても個人番号等の確認書類が添付されていない場合は返戻を行わず、個人番号等の確認書類の追完をもって受理する。

なお、既に他の届出等で個人番号が登録されている場合は、ハにより身元（実在）確認を行った上で、その届出や手続により作成された特定個人情報ファイルにより個人番号を確認することができる。

へ 本人の代理人が窓口を持参又は電子申請により提出した「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」に個人番号の記載はあるが確認書類がないため個人番号等の確認を行うことができない場合、又は代理権の確認等が行えない場合は返戻し、確認書類の追完をもって受理する。

他方、郵送により提出された「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」に個人番号が記載されていても個人番号等の確認書類が添付されていない場合、又は代理権の確認が行えない場合は返戻を行わず、確認書類の追完をもって受理する。

なお、既に他の届出等で個人番号が登録されている場合は、ハにより身元（実在）確認を行った上で、その届出や手続により作成された特定個人情報ファイルにより個人番号を確認することができる。

ト 本人から窓口申請された場合であって、個人番号欄に記載はあるものの、個人番号の確認書類の提示が困難である場合は、住民基本台帳ネットワークシステムへの情報照会により個人番号の確認を行うこと。具体的には、個人番号を元に住民基本台帳ネットワークシステムの氏名、性別、生年月日、住所等の情報を照会し、当該個人番号に登録されている者の情報が、被保険者の情報と一致することを確認すること。この場合も運転免許証等による身元（実在）確認は必要である。

この場合の個人番号を含む原本の取扱いについては、「都道府県労働局（職業安定行政）が行う個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第2の1に基づき適切に取り扱うこと。

チ 郵送申請の場合は、普通郵便でも受理するが、事故防止のために、50005(5)の書類については写しを添付させ、追跡可能な書留等によるよう依頼を行う。

リ 「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」及び「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」については、「都道府県労働局（職業安定行政）が行う個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第2、第3の1及び「個人情報保護に関する研修テキスト」

の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。

(イ) 具体的には、提出された他の書類と一括して保管することとし、審査処理に時間を要する場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなど、審査が完了するまで厳重な安全管理を行う。

(ロ) 「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」の提出があった場合のハローワークシステム（以下「システム」という。）入力の際には、システムに入力された個人番号と届出のあった個人番号とが一致しているかを目視で確認する。

この際、既に個人番号がシステムに入力されており、今回の届出にあたって個人番号を入力した際に、既に入力されている個人番号と異なった個人番号であった場合（入力された個人番号が他の被保険者に記録されている個人番号である場合や登録された個人番号に誤りがあった場合など）や住民基本台帳ネットワークシステムとの情報に齟齬がある場合には、個人番号登録処理結果票又は個人番号登録エラー通知票にエラー内容が出力されることとなるため、事業主等（本人申請の場合は本人）に対して必要な確認を行い、個人番号に誤り又は変更がある場合は個人番号登録届又は個人番号変更届により改めて個人番号を届出させ入力を行う。

なお、被保険者番号が異なっているが氏名、生年月日、性別等から同一人物である疑いがある場合には、個人番号及びその他3情報（カナ氏名・性別・生年月日）がすべて一致している場合には同一人物であると判断し、職権で被保険者番号の統一等の処理を行うこととする。

(ハ) 「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」の処理が完了した場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなどの厳重な安全管理を行う。

(ニ) 個人番号及び身元（実在）の確認を行った書類のうち、個人番号等の確認書類は提示を受けることで足りるため、一切保管しないようにするとともに、その場で返却出来る場合には直ちに返却し、郵送により預かった場合は廃棄する必要がある。廃棄の際は、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。

(ホ) 個人番号の記載がある「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」及び「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」の原本については、特定個人情報ファイル単位で管理することとなるため、保存年限を超えて廃棄を行うにあたっては、特定個人情報ファイル単位で廃棄簿の作成を行う。

#### **60009 (9) 「受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書」等の本人署名の省略に係る取扱い**

受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書、受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書、出生後休業支援給付金支給申請書について、事業主が被保険者からの申請に係る同意書を徴し、保存してもらうことを以て、被保険者の記名を省略する。その場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載させる。

なお、同意書については、事業主が被保険者に対して同意書を提出させており、これを事業主が保存していることで足り、事業所管轄安定所において、初回申請時以降同意書の提出を求める必要はない。申請者氏名欄に申請者氏名が記載されている場合であっても不備返戻しないこと。

記載内容に関する確認書  
申請等に関する同意書  
(育児休業給付・出生後休業支援給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- 育児休業給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- 雇用保険法施行規則第 101 条の 30・第 101 条の 33・第 101 条の 42 の規定による育児休業給付・出生後休業支援給付の支給申請について同意します  
(今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。)

(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 \_\_\_\_\_

事業主氏名 \_\_\_\_\_

被保険者番号 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

以上

60011-60030 第2 出生後休業支援給付金の支給申請手続

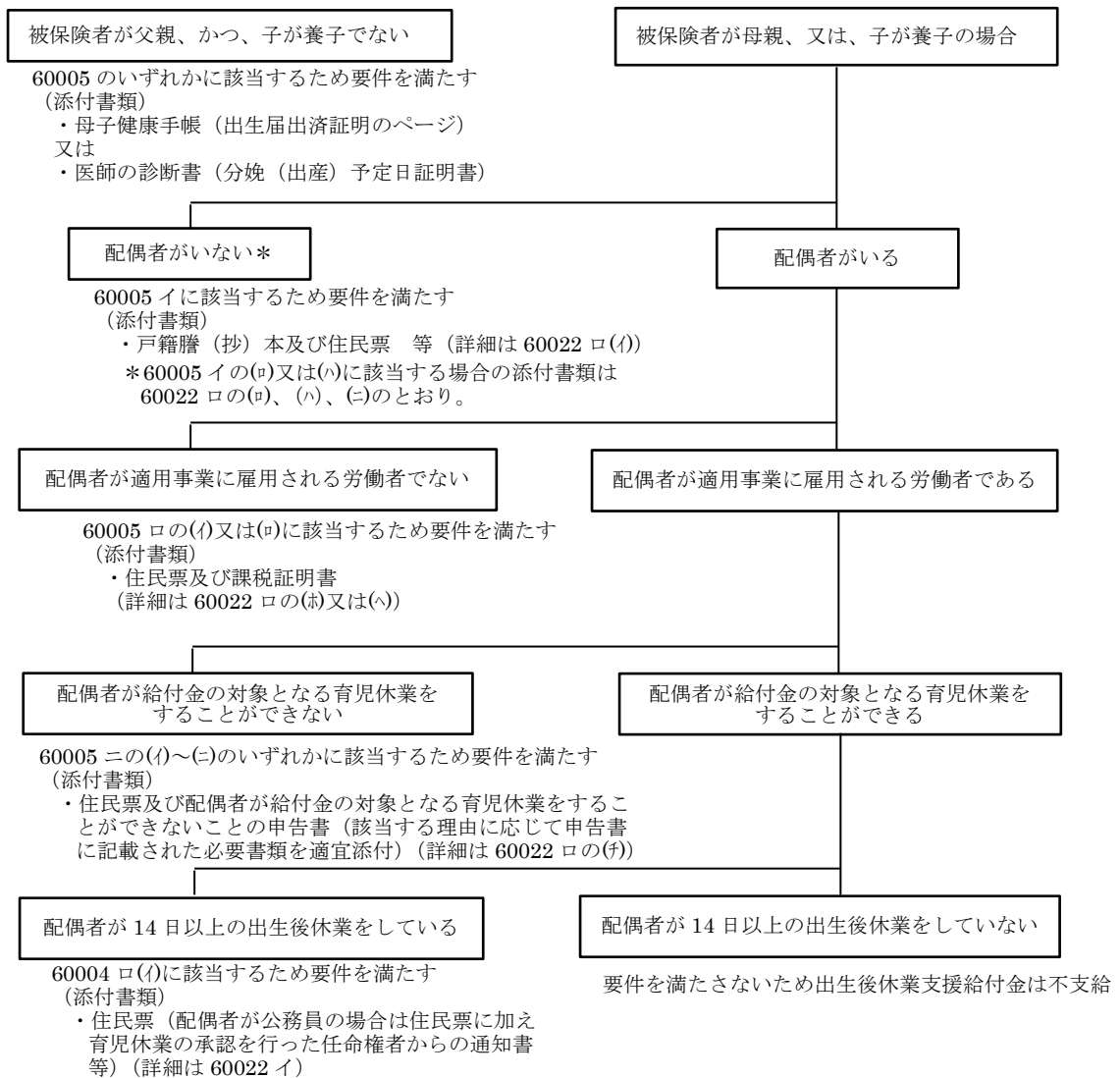
60011-60020 1 概要

60011 (1) 概要

出生後休業支援給付金は、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の受給者に対して追加的に支給される給付金であるため、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給がない場合には支給されることはない。支給申請手続についても、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給申請手続と一体的に行うことを原則とする。ただし、被保険者本人が配偶者に関する関係書類を事業主経由で提出することを望まない場合や、出生後休業支援給付金の支給要件を満たすのが出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給後となる場合は、被保険者本人又は事業主が出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合がある。

出生後休業支援給付金の支給要件の確認に当たっては、下図を参考に被保険者の配偶者の出生後休業要件を確認した上で、被保険者の出生後休業要件の確認を行う。

(参考) 被保険者の配偶者の出生後休業要件の確認の流れ



(注) 複数の要件に該当する場合、いずれの要件で申請するかは、申請者の任意。

## 60021-60030 2 出生後休業支援給付金の支給申請に係る取扱い

### 60021 (1) 支給申請期間

- イ 出生後休業支援給付金の支給申請は、受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書を用い、出生時育児休業給付金の支給申請又は育児休業給付金の初回支給申請と一体的に行うことを原則とする。この場合の出生後休業支援給付金の支給申請期間は、出生時育児休業給付金が支給される休業をした期間に係る申請の場合は出生時育児休業給付金の支給申請期間（59531 参照）、育児休業給付金が支給される休業をした期間に係る申請の場合は育児休業給付金の初回支給申請の期間（59571 参照）とする。
- ロ 被保険者本人が出生後休業支援給付金の支給申請を直接行うことを希望する場合は、当該被保険者本人が出生後休業支援給付金支給申請書により、被保険者を雇用する事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に申請を行うことができる。この場合の出生後休業支援給付金の支給申請期間は、「出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給決定後」から「被保険者の出生後休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日まで」とする。出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給決定がなされていない段階で申請がなされた場合は、出生後休業支援給付金の支給決定ができないことから、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給決定通知書が送付された後や入金が確認できた後に申請を行うよう申請者を指導すること。出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給決定前に出生後休業支援給付金の支給申請が行われた場合は、出生後休業支援給付金は不支給となる。
- ハ 被保険者の配偶者の出生後休業要件を満たすのが受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書の提出後となる場合は、被保険者の配偶者の出生後休業要件を満たした後に出生後休業支援給付金支給申請書による申請を行うこととする。この場合の出生後休業支援給付金の支給申請期間は、出生後休業支援給付金の支給を受けることができるに至った日の翌日から起算して10日以内とする。
- なお、出生後休業支援給付金の支給を受けることができるに至った日とは、被保険者の配偶者の出生後休業に係る給付金の支給決定通知が被保険者の配偶者になされた日又は被保険者の配偶者の出生後休業例外要件に該当することを証明する書類が発行された日をいう。
- ニ 出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合は、受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書、受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書又は出生後休業支援給付金支給申請書に、配偶者の被保険者番号（被保険者の配偶者が出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業を取得したことにより出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合に限る。）、配偶者の育児休業開始年月日（被保険者の配偶者が公務員の場合等雇用保険被保険者でない場合で当該配偶者が出生後休業（60002 のロ(㍑)の育児休業）を取得したことにより出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合に限る。）又は配偶者の状態（被保険者の配偶者が60005 の配偶者の育児出生後休業例外要件に該当することにより出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合に限る。）のいずれか一つを記載させることとする。
- ホ 事業所管轄安定所における受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書、受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書及び出生後休業支援給付金支給申請書の保存期間は5年間とする。



第101条の33、第101条の42関係（第2面）

**注意**

- 1 出生時育児休業給付金（令和4年10月1日以降に出生時育児休業を開始した方が対象）は、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間以内の期間を定めて当該子を養育するための休業を行う被保険者が育児休業給付の受給資格の確認を受けた場合において、原則として、当該出生時育児休業期間について、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出により算定された賃金日額に支給日数を乗じた額（注）の80%以上の賃金が支払われていないこと、就業していると認められる日数が10日（休業期間が28日に満たない場合は、10日に当該休業期間を28日で除して得た率を乗じて得た日数。その日数を超える場合は就業していると認められる時間が80時間（当該休業期間が28日に満たない場合は、80時間に当該率を乗じて得た時間数））以下であること等を要件として、（賃金日額）×（支給日数）×67%を限度として支給されます。
 

また、被保険者が同一の子について、対象期間（労働基準法の規定による産後休業をしなかったときは当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間、労働基準法の規定による産後休業をしたときは当該子の出生の日から起算して16週間を経過する日の翌日までの期間）内に14日以上育児休業をした場合で、配偶者が一定の要件を満たした場合は、出生後休業支援給付金として（賃金日額）×（支給日数（上限28日））×13%が支給されます。

（注）賃金日額は、原則として休業開始前6か月の賃金を180で除した額であり、支給日数は出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数（出生時育児休業を2回した場合には合算して得た日数。その日数が28日を超えるときは、28日）

なお、出生時育児休業給付金の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。
- 2 育児休業給付の受給資格の確認を受け、出生時育児休業給付金の支給申請を行うおとす方は、事業主の方が行う雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出にあわせて、事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に、この育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書を提出してください。
 

ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。
- 3 記載方法
  - (1) 1欄には、被保険者証に記載されている被保険者番号を記載してください。
 

なお、被保険者番号が16桁（上下段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。
  - (2) 2欄には、資格取得年月日を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
 

（例：令和2年4月1日→ 5□020401）
  - (3) 4欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。
  - (4) 5欄には、被保険者が出生時育児休業を開始した年月日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。
  - (5) 6欄には、出生時育児休業に係る子の出産年月日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。
  - (6) 7欄には、出生時育児休業に係る子の出産予定日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。なお、出産年月日と出産予定日が同日である場合にも必ず記載してください。
  - (7) 8欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載してください。
  - (8) 10欄には、被保険者の住所を、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字とする。）により明瞭に記載してください。
  - (9) 11欄には、被保険者の電話番号を記載してください。
  - (10) 12欄及び16欄には、出生時育児休業ごとに、出生時育児休業開始年月日及び出生時育児休業終了年月日を記載してください。
 

例：令和4年10月15日から同22日まで及び令和4年11月10日から同16日まで出生時育児休業をした場合

支給期間その1 5□0410155□11022

支給期間その2 5□0411105□1116
  - (11) 13欄及び17欄の就業日数には、各々12欄及び16欄に記載した支給期間において就業した日数を記載してください。
  - (12) 14欄及び18欄の就業時間には、各々12欄及び16欄に記載した支給期間において就業した時間を記載してください。分単位の端数は切り捨ててください。
  - (13) 15欄及び19欄には、各々12欄及び16欄に記載した支給期間における就労に対して事業主から支払われた賃金（臨時の賃金、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の額を記載してください。なお、その賃金には出生時育児休業期間外を対象とした賃金の額を含めないでください。
 

また、賃金締切日、賃金支払日及び通勤手当に関する事項について備考欄に記載し、併せて賃金に含まれるか判断しかなるものについては、備考欄の下方にその額とその名称を記載してください。
  - (14) 20欄及び21欄は、被保険者の配偶者が育児休業を取得した場合で、出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合に記載してください。
 

20欄には、配偶者の被保険者番号を記載してください（配偶者が公務員である場合や被保険者でない場合は空欄で構いません）。21欄には、20欄に記載がない場合に配偶者の育児休業開始日を記載してください。

住民票の写し等被保険者の配偶者であることを確認できる書類、（20欄に記載がない場合は）配偶者が被保険者の子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に14日以上育児休業をしたことが確認できる書類（育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや支給決定通知書の写し等）をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。
  - (15) 22欄は、被保険者の子の出生の日の翌日において配偶者が育児休業をしていない場合で出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合に記載してください。該当する番号を22欄に記載し、記載内容を確認できる書類をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。
- 4 払渡希望金融機関指定届の記載について
  - (1) 23欄には、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、23欄に「1」を記入してください。公金受取口座への振込を希望し、23欄に「1」を記入した場合は、「金融機関名称・支店名称」欄、24欄の金融機関情報についての記載の必要はありませんが、記載があった場合には、「金融機関名称・支店名称」欄、24欄の金融機関情報への振込を優先します。
  - (2) 「金融機関名称・支店名称」欄には育児休業給付金の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
  - (3) 24欄の「口座番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の記号（口座）番号を記載してください。
  - (4) 払渡しできる口座は、金融機関の普通預（貯）金口座に限られます。
  - (5) 手書きで記載する場合には、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。
  - (6) 基本手当などの支給を受けるために払渡希望金融機関指定届を提出したことがあり、かつ、引き続き同一の金融機関口座へ振り込まれることを希望する場合には、記載する必要はありません。
- 5 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。
- 6 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、以後育児休業給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- 7 事業主の方は、記載事実と誤りがなくことの証明を行ってください。偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- 8 提出に当たっては、記載内容の確認できる書類を添付してください。育児を行っている事実、支給申請書に記載した賃金額等の記載内容を確認できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。
- 9 本手続は電子申請による申請が可能です。
 

なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。
- 10 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。







**注 意**

- 1 出生後休業支援給付金は、被保険者が育児休業給付の受給資格を満たした場合において、被保険者が対象期間（労働基準法の規定による産後休業をしなかったときは当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間、労働基準法の規定による産後休業をしたときは当該子の出生の日から起算して16週間を経過する日の翌日までの期間）内に14日以上育児休業をしたこと、及び、被保険者の配偶者が一定の要件を満たしたことを要件として、（賃金日額）×（支給日数（上限28日））×13%が支給されます。  
出生後休業支援給付金は育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の上乗せの給付金であるため、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給を受けていない場合は支給されません。  
（注）賃金日額は、原則として休業開始前6か月の賃金を180で除した額である。
- 2 出生後休業支援給付金支給申請書（この申請書）は、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請後に配偶者の要件を満たした場合や、申請者本人が配偶者の要件について事業主を経由せずに申請することを希望した場合など、出生後休業支援給付金の支給申請を育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請と別に行う場合に提出いただくものです。出生後休業支援給付金支給申請書（この申請書）は、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給決定後に事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出してください。
- 3 記載方法
  - (1) 1欄には、被保険者証に記載されている被保険者番号を記載してください。  
なお、被保険者番号が16桁（上下段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。
  - (2) 2欄には、資格取得年月日を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。  
（例：令和5年4月1日→ 

5	0	4	0	1
---	---	---	---	---

）
  - (3) 4欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。
  - (4) 5欄には、被保険者が育児休業を開始した年月日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。ただし、女性の被保険者が労働基準法の規定による産後休業に引き続いて育児休業を取得した場合は、記載する必要はありません。
  - (5) 6欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載してください。
  - (6) 8欄には、被保険者の住所を、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。
  - (7) 9欄には、被保険者の電話番号を記載してください。
  - (8) 10欄は、配偶者の被保険者番号を記載してください（配偶者が公務員である場合や被保険者でない場合、配偶者が育児休業をしていない場合は空欄で構いません）。  
住民票の写し等被保険者の配偶者であることを確認できる書類、（配偶者が公務員の場合で配偶者が育児休業をしたことにより出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合は）配偶者が被保険者の子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に14日以上の子の育児休業をしたことが確認できる書類（育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや支給決定通知書の写し等）をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。
  - (9) 11欄は、配偶者が公務員の場合で配偶者が育児休業をしたことにより出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合のみ記載してください。
  - (10) 12欄は、被保険者の子の出生の日の翌日において配偶者が育児休業をしていない場合で出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合に記載してください。該当する番号を12欄に記載し、記載内容を確認できる書類をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。
- 4 払渡希望金融機関指定届の記載について
  - (1) 13欄には、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、32欄に「1」を記入してください。公金受取口座への振込を希望し、13欄に「1」を記入した場合は、「金融機関名称・支店名称」欄、14欄の金融機関情報についての記載の必要はありませんが、記載があった場合には、「金融機関名称・支店名称」欄、14欄の金融機関情報への振込を優先します。
  - (2) 「金融機関名称・支店名称」欄には育児休業給付金の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
  - (3) 14欄の「口座番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の記号（口座）番号を記載してください。
  - (4) 払渡しできる口座は、金融機関の普通預（貯）金口座に限られます。
  - (5) 手書きで記載する場合には、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。
  - (6) 基本手当などの支給を受けるために払渡希望金融機関指定届を提出したことがあり、かつ、引き続き同一の金融機関口座へ振り込まれることを希望する場合には、記載する必要はありません。
- 5 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。
- 6 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、以後出生後休業支援給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- 7 提出に当たっては、記載内容の確認できる書類を添付してください。育児を行っている事実、支給申請書に記載した賃金額等の記載内容を確認できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。
- 8 本手続は電子申請による申請が可能です。  
なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。
- 9 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

**60022 (2) 添付書類**

出生後休業支援給付金の支給申請について、出生時育児休業給付金の支給申請と一体的に行う場合は 59522 の添付書類に加え以下の書類を、育児休業給付金の初回支給申請と一体的に行う場合は 59571 の添付書類に加え以下の書類を、出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合は出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給決定がなされていることを申請者が確認の上、以下の書類を添付する必要がある。これらは、出生後休業支援給付金の支給要件である被保険者の配偶者の状態を確認するために必要な書類である。

**イ 被保険者の配偶者が同一の子に係る出生後休業をしている場合に必要な書類**

世帯全員について記載された住民票の写し等被保険者の配偶者であることを確認できる書類（住民票の写しは続柄が記載されたものに限る。以下同じ。）及び被保険者の配偶者の休業の事実を証明する書類とする。ただし、配偶者が雇用保険被保険者の場合は、申請書に記載された「配偶者の被保険者番号」により、システムで育児休業給付の支給状況を確認することから、被保険者の配偶者の休業の事実を証明する書類は必要ない。

配偶者が公務員の場合は、システムによる確認ができないことから、支給申請書の「配偶者の育児休業開始年月日」欄の記載と併せ、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや支給決定通知書の写し等配偶者の出生後休業の取得期間を確認できる書類を提出させる。

**ロ 被保険者の配偶者が、被保険者の配偶者の出生後休業例外要件（60005 参照）に該当する場合、その事実を証明することができる書類**

被保険者が、子の出生日の翌日において、被保険者の配偶者の出生後休業例外要件を満たしている場合は、支給申請書の「配偶者の状態」欄に記載された該当する番号に応じて以下(イ)～(フ)のいずれかの書類を添付することとする。ただし、被保険者の配偶者が被保険者の出生後休業に係る子を出産している場合（すなわち、被保険者が父親、かつ、当該子が養子でない場合）は、配偶者が当該子の出生日の翌日から起算して8週間を経過する日まで出生後休業をすることができず、被保険者の配偶者の出生後休業例外要件のいずれかに該当することになるため、支給申請書の「配偶者の状態」欄に記載された番号（主に4 配偶者が無業者、5 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない、6 配偶者が産後休業中が該当する。）に関わらず、母子健康手帳（出生届出済証明のページ）又は医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）（いずれも写しで可。）を添付書類とすることができる。

被保険者が、子の出生日の翌日において、被保険者の配偶者の出生後休業例外要件を満たさないが、当該日の翌日後に被保険者の配偶者の出生後休業例外要件に該当することとなった場合は、次のa又はbに該当するときに限り、その事実を記載した被保険者の疎明書（様式例参照）及び以下(イ)～(フ)のいずれかの書類（aに該当する場合はこれらに加えて被保険者の配偶者が育児休業を申し出たことが分かる書類（被保険者の配偶者に係る育児休業申出書又は育児休業取扱通知書の写し）を提出させることにより、被保険者の配偶者が同一の子について出生後休業を通算して14日以上取得したことの要件を課さないこととすることができる。

- a 被保険者の配偶者が勤務先の事業主に育児休業の申し出（同一の子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間に14日以上育児休業をする旨の申し出

に限る。)を行っていたが、60005のイ、ロ又はニのいずれかに該当することとなり、出生後休業の取得日数が14日に満たなくなった場合

- b 子の出生の日又は出産予定日のうち早い日から起算して14日を経過する日までに60005のイ、ロ又はニのいずれかに該当することとなり、出生後休業をすることができる日数が14日に満たなくなった場合

(aの場合の疎明書の様式例)

#### 疎明書

私(被保険者氏名)は、子(子の氏名)の出生日の翌日(月日)より後の日である月日に、以下の○を付けた事由に該当することとなりました。このことにより、私の配偶者(配偶者の氏名)は勤務先に申し出ていた月日から月日までの育児休業を予定どおり取得することができなくなり、子の出生後8週間の期間(注)の育児休業の取得日数が14日に満たなくなったことを疎明します。

- 1 配偶者がいない
- 2 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
- 3 配偶者から暴力を受け別居中
- 4 配偶者が無業者
- 5 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
- 6 1～5以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

令和 年 月 日

氏名

公共職業安定所長 殿

※ ○を付けた事由に該当することが分かる書類及び配偶者が育児休業を申し出たことが分かる書類(配偶者の育児休業申出書又は育児休業取扱通知書の写し)を添付してください。

(注) 子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間をいいます。

(b の場合の疎明書の様式例)

疎明書

私（被保険者氏名）は、子（子の氏名）の出生日の翌日（ 月 日）より後の日である 月 日に、以下の○を付けた事由に該当することとなりました。このことにより、子の出生後8週間の期間（注）に私の配偶者（配偶者の氏名）が育児休業をすることができる日数が14日に満たなくなったことを疎明します。

- 1 配偶者がいない
- 2 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
- 3 配偶者から暴力を受け別居中
- 4 配偶者が無業者
- 5 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
- 6 1～5以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

令和 年 月 日

氏名

公共職業安定所長 殿

※ ○を付けた事由に該当することが分かる書類を添付してください。

(注) 子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間をいいます。

(イ) 配偶者がいないことが確認できる書類

戸籍謄（抄）本（法律上の配偶者がいないことが確認できるものに限る。）及び世帯全員について記載された住民票の写し（続柄が記載されたものに限る。）。被保険者が外国籍のため戸籍謄（抄）本を提出することができない場合は、戸籍謄（抄）本に代わるものとして、大使館や本国で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書等ひとり親であることが分かる公的書類及び当該書類を日本語訳したもの（本人とその家族以外の第三者が日本語訳し、翻訳した人の氏名・住所・連絡先が記載されたもの）。

戸籍謄（抄）本では法律上の配偶者がいないことを、住民票の写しでは事実婚であることの明確な記載がないこと（住民票に続柄が夫（未届）、妻（未届）と記載のある者がいないこと）を確認する。

なお、被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用している場合は、戸籍謄（抄）本及び住民票の写しに代えて、以下の証明書類のいずれかを添付書類

とすることができる。

- a 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 37 条に基づき、遺族基礎年金の支給を受けている者が所持する国民年金証書（写）
  - b 児童扶養手当法第 4 条に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証明する書類（写）
  - c 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 13 条に基づき母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を受けている者が所持する貸付決定通知書（写）
  - d 日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号）第 6 条第 2 項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 3 章に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）長が発行する特定者資格証明書（写）
  - e 母子家庭の母等に対する手当や助成制度等（例：市区町村が実施するひとり親家庭住宅手当やひとり親家庭等の医療費助成制度など）を受給していることが確認できる書類（写）
  - f 児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号。以下同じ。）第 22 条第 1 項に規定する児童扶養手当資格喪失通知書（写）（子の出生日の翌日時点で児童扶養手当資格があったことが分かるものに限る。）
- (d) 配偶者が被保険者の出生後休業に係る子と法律上の親子関係がないことが確認できる書類

戸籍謄（抄）本。なお、住民票において、被保険者の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は戸籍謄（抄）本に代えて世帯全員について記載された住民票の写し（続柄が記載されたものに限る。）とすることができる。

- (h) 被保険者が配偶者から暴力を受け別居していることが確認できる書類
- 裁判所が発行する配偶者暴力防止法第 10 条に基づく保護命令に係る書類の写し又は女性相談支援センター等（地方公共団体と連携する民間支援団体を含む。）が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用。50305-2 ロ（ハ）参照）
- (i) 配偶者が行方不明（配偶者が適用事業に雇用される労働者であり勤務先において 3 か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限る。）となっていることが確認できる書類
- 配偶者が適用事業に雇用される労働者であり勤務先において 3 か月以上無断欠勤が続いている場合は、配偶者の勤務先において無断欠勤が 3 か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明した書類。
- 配偶者が災害により行方不明となっている場合は、罹災証明書。
- 上記に加え、世帯全員について記載された住民票の写し等被保険者の配偶者であることを確認できる書類も必要。
- なお、この場合に支給申請書の「配偶者の状態」欄に記載する番号は、「1 配偶者がいない」とする。
- (k) 配偶者が就労していないことが確認できる書類

世帯全員について記載された住民票の写し等被保険者の配偶者であることを確認できる書類及び配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることを確認するため）。配偶者の直近の課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写し、雇用保険受給資格者証の写し、退職日が記載された源泉徴収票の写し、一定期日以降給与振り込みがないことが確認できる通帳の写しなど、対象となる子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も添付。

なお、配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができる。

- (v) 配偶者が、就労しているものの、自営業者、フリーランス、労働者性のない役員など、雇用される労働者ではないことが確認できる書類

世帯全員について記載された住民票の写し等被保険者の配偶者であることを確認できる書類及び配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため）。配偶者の直近の課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写し、雇用保険受給資格者証の写し、退職日が記載された源泉徴収票の写し、一定期日以降給与振り込みがないことが確認できる通帳の写しなど、対象となる子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も添付。給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）を添付。

- (vi) 配偶者が被保険者の出生後休業に係る子について、産後休業をしていることが確認できる書類

被保険者の配偶者が被保険者の出生後休業に係る子を出産している場合の添付書類（母子健康手帳（出生届済証明のページ）又は医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書））で足りるが、これらの書類に代えて出産育児一時金等の支給決定通知書を添付書類とすることも可とする。

- (vii) (i)～(vi)以外の理由で配偶者が出生後休業をすることができない場合の添付書類

世帯全員について記載された住民票の写し等被保険者の配偶者であることを確認できる書類、配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書（28 ページ参照）及び当該申告書に記載された必要書類。なお、配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書において、理由別に必要となる書類は以下のとおり。

- a 配偶者が日々雇用される者であることが確認できる書類

労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し。なお、配偶者が日雇労働被保険者の場合は、配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書に配偶者の被保険者番号を記入すれば書類は不要。当該申告書に記載された配偶者の被保険者番号を基にシステムによる台帳検索を行

い、子の出生日の翌日時点で配偶者が日雇労働被保険者となっていることを確認する。

- b 配偶者が出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者であることが確認できる書類

配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書に「労働契約の終了予定日」及び「子の出生日又は出産予定日のうち遅い日」を記入した上で、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し。なお、出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者は、子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当する。

- c 配偶者が労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれた者であることが確認できる書類

配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書において次のいずれに該当するかを明確にした上で、該当する労働条件であることがわかる労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し。

- (a) 子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合
- (b) 育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合
- (c) 出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合
- (d) 1週間の所定労働日数が2日以下の場合

- d 配偶者が公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかった者であることが確認できる書類

任命権者からの不承認の通知書の写し

- e 配偶者が雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない者（共済組合の組合員である公務員の場合を除く。）であることが確認できる書類

雇用保険被保険者でない旨の事業主の証明書（29ページ参照）。1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類に代えることも可。

- f 配偶者が短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない者であることが確認できる書類

配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書に配偶者の被保険者番号を記入すれば書類は不要。当該申告書に記載された配偶者の被保険者番号を基にシステムによる台帳検索を行い、子の出生日の翌日時点で配偶者が短期雇用特例被保険者となっていることを確認する。

- g 配偶者が雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない者であることが確認できる書類

配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書に配偶者の被保険者番号を記入すれば書類は不要。当該申告書に記載された配偶者の被保険者番号を基にシステムにおいて基本手当等の所定給付日数を算出する算定基礎期間を照会し、当該期間が子の出生日の翌日時点で1年未満となっていることを確認する。

- h 雇用保険被保険者であった期間は1年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない者であることが確認できる書類

賃金支払状況についての証明書（子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先の事業主が証明したもの。30 ページ参照）。当該証明書は、被保険者の配偶者が同一の子の出生日の翌日時点で勤務する勤務先における賃金支払状況について、当該子の出生日以前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の）完全月が12か月に満たないことを証明したものがあれば良く、それより前の勤務先の事業主の証明は求めない。

なお、子の出生の日の翌日時点における配偶者の勤務先における被保険者であった期間が1年未満の場合は、配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書に配偶者の被保険者番号を記入すれば書類は不要。当該申告書に記載された配偶者の被保険者番号を基にシステム検索を行い、子の出生の日の翌日時点における配偶者の勤務先における被保険者であった期間が1年未満となっていることを確認する。

- i 配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、配偶者が出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業が取得できないことが確認できる書類

配偶者が賃金が支払われたことにより出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の不支給決定を既に受けている場合は、配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書に配偶者の被保険者番号を記入することとし、当該番号によりシステムによる台帳検索を行い、育児休業の期間が子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、出生時育児休業又は育児休業の休業期間が通算14日以上あることを確認する。

配偶者が育児休業給付の支給申請を行っていない場合は、配偶者の勤務先の事業主が作成した育児休業証明書（31 ページ参照）及び育児休業申出書、育児休業取扱通知書等、出生時育児休業又は育児休業の期間が確認できる書類が必要である。

これらの書類により、

- ・ 子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に

当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内の出生時育児休業又は育児休業の休業期間の日数が通算して14日以上となっていること

- ・ 出生時育児休業期間において就業していると認められる日数が10日(10日を超える場合は、就業していると認められる時間が80時間。出生時育児休業の取得日数が28日に満たない場合は、当該取得日数を28日で除して得た率に応じた就業日数及び時間。)以下となっていること
- ・ 育児休業期間の支給単位期間1か月に、就業していると認められる日数が10日(10日を超える場合は、就業していると認められる時間が80時間。)以下となっていること

の確認を行う。

## 配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、出生後休業支援給付金の対象となる子の出生の翌日時点で、以下の理由により給付金の対象となる育児休業をすることができないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日
配偶者の氏名		昭和 平成 年 月 日生

※ 該当するチェック欄（いずれか一つ）に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができない理由	必要書類
<input type="checkbox"/>	①日々雇用される者であるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※日雇労働被保険者の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入していただければ、書類は不要です。 ( - )
<input type="checkbox"/>	②出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者(※)であるため ※ 子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※以下の欄も記入してください。 労働契約の終了予定日 令和 年 月 日 子の出生日または出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/>	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに○をつけてください。 (ア)子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 (イ)育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ウ)出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (エ)1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・左記(ア)～(エ)のいずれかに該当することが確認できる労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
<input type="checkbox"/>	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかったため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
<input type="checkbox"/>	⑤雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない ※共済組合の組合員である公務員の場合は該当しません。	・雇用保険被保険者でないことの証明書 (1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類に代えることも可。)
<input type="checkbox"/>	⑥短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない	・下の欄に、配偶者の被保険者番号を記入してください。(必要書類はありません。)
<input type="checkbox"/>	⑦雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない	( - - )
<input type="checkbox"/>	⑧雇用保険被保険者であった期間は1年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない	・賃金支払状況についての証明書(子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先の事業主が証明したもの) ※子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先における被保険者であった期間が1年未満の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、証明書は不要です。 ( - - )
<input type="checkbox"/>	⑨配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない ※有給でなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を、期間内に通算して14日以上取得している必要があります。	・育児休業証明書及び育児休業申出書等 ※配偶者が賃金が支払われたことにより既に不支給決定を受けている場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、育児休業証明書及び添付書類は不要です。 ( - - )

令和 年 月 日  
公共職業安定所長 殿

氏名

# 雇用保険被保険者でないことの証明書

下記の者は、雇用保険被保険者でないことを証明します。

## 記

フリガナ

氏名：

\_\_\_\_\_

生年月日：

昭和・平成 年 月 日

\_\_\_\_\_

住所：〒

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

以上

令和 年 月 日

事業所所在地

\_\_\_\_\_

事業所名称

\_\_\_\_\_

事業主名

\_\_\_\_\_

連絡先電話

\_\_\_\_\_

担当者氏名

\_\_\_\_\_

## 賃金支払状況についての証明書

下記の者は、当事業所において雇用保険被保険者の資格を取得していますが、被保険者の子の誕生日以前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の）完全月が12か月に満たないことを証明します。

記

被保険者の氏名	(フリガナ)	
被保険者番号	— —	
被保険者の子の 出生年月日	令和 年 月 日	
被保険者の子の誕生日以前2年間に賃金支払基礎日数が11 日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数 が80時間以上の）完全月の月数	か月	

令和 年 月 日

事業所所在地

---

事業所名称

---

事業主名

---

連絡先電話

---

担当者氏名

---

# 育児休業証明書

当社においては、育児休業中も賃金を支払っているため、従業員が育児休業給付を受給することができません。

当社の従業員である下記の者につきまして、子の出生後8週間の期間（注）の出生時育児休業期間または育児休業期間の就業状況等は下記のとおりであり、賃金の支払いがなければ出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給要件を満たす休業を、通算して14日以上取得していることを、証明いたします。

## 記

1 従業員の氏名 \_\_\_\_\_

2 従業員の被保険者番号 \_\_\_\_\_

3 出産年月日 令和 年 月 日 4 出産予定日 令和 年 月 日

5 出生時育児休業の期間及び就業の状況

① 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

② 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

就業時間はそれぞれの期間において、就業日数が10日（出生時育児休業の取得日数が28日に満たない場合は、当該取得日数を28日で除して得た率に応じた就業日数）を超える場合に記入してください。

6 育児休業の期間及び就業の状況

① 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

② 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

就業時間はそれぞれの期間において、就業日数が10日を超える場合に記入してください。

上記の記載事実には相違ありません。

令和 年 月 日

〇〇公共職業安定所 殿

事業所名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

事業主名 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

※ 育児休業申出書、育児休業取扱通知書等、記載された出生時育児休業又は育児休業の期間が確認できる書類を添付してください。

(注意) 従業員の配偶者が出生後休業支援給付金の支給申請を行った後で、証明書の内容が偽りであったことが判明した場合は、従業員の配偶者が不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

(注) 子の出生後8週間の期間とは、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間をいいます。

**60023 (3) 出生時育児休業給付金の支給申請又は育児休業給付金の初回支給申請時に行う出生後休業支援給付金の支給要件の確認**

受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書により、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金と併せて出生後休業支援給付金の支給申請がなされた場合（育児休業給付の受給資格確認のみが行われた場合も含む。）の支給要件の確認は、被保険者の配偶者の出生後休業要件の確認（下記イ）を行った上で、被保険者の出生後休業要件の確認（下記ロ）を行う。

イ 被保険者の配偶者の出生後休業要件の確認

被保険者の配偶者の出生後休業要件の確認は、受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書の「配偶者の被保険者番号」欄、「配偶者の育児休業開始年月日」欄又は「配偶者の状態」欄の記載内容により行う。「配偶者の被保険者番号」欄、「配偶者の育児休業開始年月日」欄、「配偶者の状態」欄については、次のとおり、いずれか一つの項目を記載することとしているので、複数項目に記載がある場合は、いずれか一つの項目に記載するよう指導すること。

- ① 「配偶者の被保険者番号」欄については、被保険者の配偶者が雇用保険被保険者であつて、かつ、被保険者の子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、同一の子について出生後休業を通算して14日以上取得した場合に、被保険者の配偶者の被保険者番号を記載する。
- ② 「配偶者の育児休業開始年月日」欄については、被保険者の配偶者が公務員であつて、かつ、被保険者の子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、同一の子について出生後休業を通算して14日以上取得した場合に、被保険者の配偶者の育児休業開始年月日を記載する。
- ③ 「配偶者の状態」欄については、被保険者の配偶者が被保険者の配偶者の出生後休業例外要件に該当する場合に、該当する番号を記載する。

これらの記載により、次の(イ)、(ロ)、(ハ)のいずれかが確認できれば、被保険者の配偶者の出生後休業要件を満たしたものとして、受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書の公共職業安定所記載欄にある「出生後休業支援給付金支給要件該当」欄に「あり 1」を記入する。いずれも確認できなかった場合、「配偶者の被保険者番号」欄、「配偶者の育児休業開始年月日」欄、「配偶者の状態」欄のいずれにも記載がない場合は、当該欄に「なし 2」を記入する。

なお、「出生後休業支援給付金支給要件該当」欄のコード（1（あり）、2（なし））についてはシステム上管理され、被保険者の配偶者の出生後休業要件が確認済みであることがシステムで判別できることとなる。審査の結果被保険者の出生後休業要件を満たさず出生後休業支

援給付金が不支給となり出生時育児休業給付金又は育児休業給付金のみが支給された場合や、育児休業給付の受給資格確認のみが行われた場合等で、後続の申請で出生後休業支援給付金が支給される場合があるが、一度被保険者の配偶者の出生後休業要件が確認済みとなっている場合（1（あり）で入力済みの場合）は、再度、被保険者の配偶者の出生後休業要件を確認する必要はない。

(イ) 受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書の「配偶者の被保険者番号」欄に記載がある場合は、システムにより被保険者の配偶者の育児休業給付台帳を確認し、被保険者の配偶者が同一の子について、当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に14日以上出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業に係る育児休業給付の支給があることの確認を行う。

(ロ) 受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書の「配偶者の育児休業開始年月日」欄に記載がある場合は、配偶者の育児休業の取得を確認できる書類（60022 ロ参照）により内容の確認を行い、被保険者の配偶者が同一の子について、当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に14日以上出生後休業（この場合は60002 ロ(ロ)の育児休業）を取得していることの確認を行う。

(ハ) 受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書の「配偶者の状態」欄に番号（1 配偶者がいない、2 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない、3 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中、4 配偶者が無業者、5 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない、6 配偶者が産後休業中、7 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない）の記載がある場合、60022 ロの書類を確認し、被保険者の配偶者の出生後休業例外要件に該当していることの確認を行う。

#### ロ 被保険者の出生後休業要件の確認

受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書において、被保険者の出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業が対象期間内に14日以上あることが確認できた場合は、システムにより被保険者

の出生後休業支援給付金が上限日数（28日）まで支給済でないことを確認する。

受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書において、被保険者の出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業が対象期間内に14日以上ない場合でも、同一の子に係る出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給履歴がある場合には条件を満たすときがあることから、システムにより確認し、支給済みの日数分も通算して14日以上あることを確認する。

これらの確認ができなかった場合は、出生後休業支援給付金は不支給となる。

**60024 (4) 出生時育児休業給付金の支給申請又は育児休業給付金の初回支給申請時に行う支給要件の確認後の支給額の算定**

イ 60023 のイ及びロのいずれも確認ができた場合は、出生時育児休業給付金の支給額の算定（59534参照）又は育児休業給付金の支給額の算定（59574参照）と併せて、出生後休業支援給付金の支給額を算定する。出生後休業支援給付金の支給額は、休業開始時賃金日額に、対象期間内に休業した日数（上限28日）を乗じて得た額の13%に相当する額とする。

出生後休業支援給付金の支給申請が育児休業給付金の申請と併せて申請される場合で、同一の子に係る出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給履歴と合わせることで出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、対象期間内における出生後休業の日数を改めて確認した上で、支給日数を確定すること。

なお、出生後休業支援給付金については、賃金が支払われた場合の減額調整は行わない。

ロ 60023 の確認ができなかった場合には、出生後休業支援給付金の支給額は算定せず、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給要件を満たした場合の支給額の算定のみを59534又は59574に従い行う。

**60025 (5) 出生後休業支援給付金支給申請書が提出された場合の支給要件の確認**

被保険者本人が配偶者に関する関係書類を事業主経由で提出することを望まない場合など、被保険者本人が出生後休業支援給付金の支給申請を直接行うことを希望する場合や、出生時育児休業給付金の支給申請又は育児休業給付金の初回支給申請を行った後に被保険者の配偶者の出生後休業要件を満たした場合などで、被保険者又は事業主から出生後休業支援給付金支給申請書が単独で提出されたときは、次の確認を行う。

イ 被保険者の配偶者の出生後休業要件の確認

60023 イの確認を行い、確認ができた場合は、出生後休業支援給付金支給申請書の公共職業安定所記載欄にある「出生後休業支援給付金支給要件該当」欄に「あり 1」を記入する。いずれも確認できなかった場合は、当該欄に「なし 2」を記入する。

なお、「出生後休業支援給付金支給要件該当」欄のコード（1（あり）、2（なし））についてはシステム上管理され、被保険者の配偶者の出生後休業要件が確認済みであることがシステムで判別できることとなる。出生後休業支援給付金の支給申請が分割してなされた場合の後続の申請時に、一度被保険者の配偶者の出生後休業要件が確認済みとなっている場合（1（あり）で入力済みの場合）は、再度、被保険者の配偶者の出生後休業要件を確認する必要はない。

ロ 被保険者の出生後休業要件の確認

システムにより被保険者の出生後休業支援給付金が上限日数（28日）まで支給済でないこ

と、出生後休業支援給付金の前提となる出生時育児休業給付金又は育児休業給付金が 14 日以上支給されていることを確認する。

#### **60026 (6) 出生後休業支援給付金支給申請書が提出された場合の支給額の算定**

60025 の確認ができた場合は、支給額を算定する。この支給額は、休業開始時賃金日額に、要件期間内に休業した日数（上限 28 日）を乗じて得た額の 13%に相当する額とする。

なお、出生後休業支援給付金については、賃金が支払われた場合の減額調整は行わない。

#### **60027 (7) 支給決定等の通知**

イ 出生後休業支援給付金と出生時育児休業給付金の支給申請が一体的に行われた場合

出生時育児休業給付金及び出生後休業支援給付金の支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、当該支給決定したこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した出生時育児休業給付金と出生後休業支援給付金の支給決定通知書又は不支給決定通知書を作成する。なお、出生時育児休業給付金と出生後休業支援給付金の通知書はシステムで別々に作成される。

被保険者の配偶者の出生後休業要件を満たさないことにより出生後休業支援給付金について不支給となり出生時育児休業給付金のみが支給される場合は、出生後休業支援給付金不支給決定通知書に、後日要件を満たした場合は再度申請を行っていただく旨の記載がされる。

ロ 出生後休業支援給付金と育児休業給付金の初回支給申請が一体的に行われた場合

初回の育児休業給付金及び出生後休業支援給付金の支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、当該支給決定したこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した育児休業給付金と出生後休業支援給付金の支給決定通知書又は不支給決定通知書を作成する。なお、育児休業給付金と出生後休業支援給付金の通知書はシステムで別々に作成される。

被保険者の配偶者の出生後休業要件を満たさないことにより出生後休業支援給付金について不支給となり育児休業給付金のみが支給される場合は、出生後休業支援給付金不支給決定通知書に、後日要件を満たした場合は再度申請を行っていただく旨の記載がされる。

なお、出生後休業支援給付の対象期間を含む支給単位期間が存在しない場合は、出生後休業支援給付金に係る支給決定通知書、不支給決定通知書のいずれも出力されない。

ハ 出生後休業支援給付金の支給申請が単独で行われた場合

出生後休業支援給付金の支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、当該支給決定したこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した出生後休業支援給付金支給決定通知書を作成する。

被保険者の配偶者の出生後休業要件を満たさないことにより出生後休業支援給付金について不支給となった場合は、出生後休業支援給付金不支給決定通知書に、後日要件を満たした場合は再度申請を行っていただく旨の記載がされる。

**60028 (8) 育児休業給付金の初回申請が行われた場合の支給決定通知書又は育児休業給付の受給資格の確認のみが行われた場合の受給資格確認通知書に添付される育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書の取扱い**

育児休業給付金の初回申請が行われた場合の支給決定通知書又は育児休業給付の受給資格の確認のみが行われた場合の受給資格確認通知書には、切り取り線により育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書が添付された状態で出力される。この育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書の「審査状況」欄には、被保険者の配偶者の出生後休業要件を満たしているとして受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書の「出生後休業支援給付金要件該当」欄に「あり 1」が入力された場合は「1」が表示され、「なし 2」が入力された場合は「2」が表示される。

育児休業給付の受給資格確認のみが行われた場合は、59581 ロ(イ)により初回の育児休業給付の支給申請手続は、育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書により行うこととなるため、育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書を用いて出生後休業支援給付金が支給決定される場合があるが、「審査状況」欄が「1」となっている育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書が提出された場合は、被保険者の配偶者の出生後休業要件は確認済みであることから、被保険者の出生後休業要件のみを確認の上、入力を行うこと。

一方、「審査状況」欄が「2」となっている育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書では、出生後休業支援給付金の支給は行うことができない。この場合は、育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書により育児休業給付金のみ支給決定を行うこととする。出生後休業支援給付金の支給がされなかった者から出生後休業支援給付金の支給申請を行いたい旨の申し出があった場合は、別途、出生後休業支援給付金支給申請書を提出するよう指導すること。

なお、育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書が電子申請により申請された場合は「審査状況」欄が表示されないため、審査状況を確認したい場合はシステム上の育児休業給付台帳を参照する必要があるが、システム上審査状況が「1」となっていれば、育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書を入力すれば出生後休業支援給付金の支給決定通知書が出力されることとなるため、当該通知書が出力されることをもって、出生後休業支援給付金の支給対象であることを確認することとして差し支えない。

### 60041-60050 第3 未支給出生後休業支援給付金の支給

#### 60041-60050 1 未支給の出生後休業支援給付金の支給

##### 60041 (1) 未支給出生後休業支援給付金の支給対象者

- イ 未支給出生後休業支援給付金の支給対象者は、死亡者の配偶者、子（養子を含む）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（以下「遺族」という。）であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものである。
- ロ 未支給出生後休業支援給付金の支給対象者については、次の点に留意する。
- (イ) 死亡とは、官公署又は医師によって死亡の証明がなされ得るものであって、死亡が確認されていない行方不明は含まれない。ただし、民法第30条の規定により失踪宣告を受けた場合は死亡として取り扱う。
- (ロ) 支給を受けるべき者の順位は、上記で述べた順序である。また、支給を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなされる。したがって、1人の者から請求があれば、請求権の時効の中断の効果は他の親族にも及ぶこととなり、また、同順位者が2人以上あっても請求人の1人に全額を支給すればよいこととなる。
- (ハ) 「生計を同じくしていた」とは、生計の全部又は一部を共同計算することによって日常生活を営むグループの構成員であったということである。したがって、生計を維持されたことを要せず、また、必ずしも同居していたことを要しない。生計を維持させていた場合には生計を同じくしていたものと推定して差し支えない。

##### 60042 (2) 未支給出生後休業支援給付金の支給対象となる期間

- イ 未支給出生後休業支援給付金のうち、死亡者が、死亡したため、所定の来所日に公共職業安定所に出頭し支給申請ができなかった出生後休業支援給付金についても、受給資格を判断した上で支給を行う。
- したがって、支給対象期間でない期間、すなわち本来受給資格者が死亡していなくても出生後休業支援給付金を受けることができない期間については支給されない。
- ロ 未支給出生後休業支援給付金の支給は、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給対象とならない期間について行うことができない。
- ハ 出生後休業期間中に死亡した場合の未支給出生後休業支援給付金の支給は、おおむね正午以後に死亡した者については、当該死亡した日も出生後休業を取得していたものとして判断することとなる。

##### 60043 (3) 未支給出生後休業支援給付金の請求

- イ 遺族が、未支給出生後休業支援給付金のうち、死亡者が死亡のため支給申請を行うことができなかった期間に係る出生後休業支援給付金の支給を受けようとするときは、当該死亡者の事業所管轄安定所に出頭し、支給の請求を行わなければならない。
- また、公共職業安定所長がやむを得ない理由があると認めるときは、未支給出生後休業支援給付金を受けようとする遺族（以下「未支給給付請求者」という。）の代理人が未支給出生後休業支援給付金の支給に出頭し、その資格を証明することができる書類を提出した上、支給の

申請を行うことができる。この場合の「やむを得ない理由」とは、請求しようとする遺族が幼児である場合、又は長期の傷病、重度の障害等にある状態をいう。遺族が幼児である場合には、後見人を代理人とするものとし、後見人であることを証明する書類（家庭裁判所で発行する証明書）を提出させる。

- ロ 民法第 30 条の規定により失踪宣告を受けた場合は、死亡として取り扱うこととなっているが、失踪宣告を受けた者に係る支給の請求については、次のとおり取り扱う。
- (イ) 民法第 30 条第 1 項の規定に基づき失踪宣告を受けた受給資格者については、失踪期間（7 年間）の満了の時に死亡したものとみなされるため受給資格者自身、長期にわたって支給申請日に不出頭であり、死亡していなくても支給決定を受けることができないものと考えられるので、遺族から未支給出生後休業支援給付金の支給の請求があっても支給できない。
  - (ロ) 民法第 30 条第 2 項の規定に基づき、失踪宣告を受けた受給資格者については、当該者の生死が「危難が去った後一年間明らかでないとき」に死亡したとみなされるため、(イ)の者とは取扱いが異なり支給決定がなされ得るものである。
- ハ 支給の請求は死亡者の死亡の当時において雇用されていた事業所管轄安定所に対して行う。なお、管轄安定所長は遺族の申出により遺族の住所又は居所を勘案し、必要と認めるときは、未支給出生後休業支援給付金の支給に関する事務を他の安定所長に委嘱することができる。

#### **60044 (4) 未支給出生後休業支援給付金の支給手続**

イ 未支給出生後休業支援給付金に係る未支給失業等給付請求書（様式第 10 号の 4）の提出については、以下のとおり取り扱う。

- (イ) 未支給給付請求者は、死亡者に係る安定所の長に、未支給失業等給付請求書を提出しなければならない。
- (ロ) 未支給失業等給付請求書には、次の書類を添付しなければならない。
  - a 死亡者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類  
例えば、死亡診断書、死体検案書又は検視調査の写し、住民票の写し等官公署又は医師の証明書である。
  - b 未支給給付請求者と死亡者との続柄を証明することができる書類  
例えば、住民票の写し、戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書又は住民票記載事項証明書等である。なお、未支給給付請求者が死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類を提出しなければならない。例えば、住民票の写し等である。
  - c 未支給給付請求者が死亡者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類  
例えば、住民票の写し等である。なお、別居していた者にあつては送金を受けていたことを証明する現金書留の封書等である。
- (ハ) (ロ)の書類のほか、受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書、受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書又は出生後休業支援給付金支給申請書を提出させる。

また、未支給給付請求者が別居していたこと等により死亡者の日常生活を把握していない場合には、当該死亡者を雇用していた事業主が記名することによって、休業証明書に代えることとして差し支えない。ただし、既に当該死亡者が提出しているときはこの限りではない。また、提出させる届及び支給申請書の氏名欄には死亡者の氏名を記載させる。

- ロ 未支給出生後休業支援給付金の請求の手続
- (イ) 未支給給付請求者は、当該死亡者が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に管轄安定所に出頭して未支給失業等給付請求書を提出しなければならない。
  - (ロ) 死亡者が支給要件の確認を受けていない未支給出生後休業支援給付金の支給を受けようとする場合における当該死亡者について支給要件に該当しているか否かの確認は、未支給失業等給付請求書及び受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書、受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書又は出生後休業支援給付金支給申請書を提出した上、これを受けることが必要である。
  - (ハ) 上記の請求の期限の日が行政機関の休日に当たる場合は50273イのまた書きに準ずる。
- ハ 未支給失業等給付請求書の個人番号の取扱い
- 事業主を通じて死亡者の遺族から未支給失業等給付請求書が提出された場合、遺族の住所、氏名、連絡先電話番号、代理人である事業主の住所及び名称がある委任状により代理権の確認を行うとともに、事業主の身元（実在）確認は印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「印鑑登録証明書等」という。）並びに「社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類」により行うものとする。この際、事業所が雇用保険の適用事業所となるための手続を行う際に、印鑑登録証明書等により、実在する事業所であることを確認済みであるため、印鑑登録証明書等の提出は省略し、申請書を持参した者の社員証等で確認することとして差し支えない。
- 未支給の失業等給付の支給を受けようとする者の個人番号は、50005(5)ロ(イ)、(ロ)に準じて行う。代理人（本人を雇用する事業主を除く）による申請が行われた場合であって、未支給失業等給付申請書に遺族の個人番号が記載されて申請があった場合は、上記の50005(5)ロ(イ)の確認に加えて、委任状により代理人の代理権を確認する他、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認する。
- ニ 未支給出生後休業支援給付金の支給
- (イ) 未支給出生後休業支援給付金は支給決定をした日の翌日から起算して7日以内に支給する。
  - また、代理人に対する支払及び隔地払も認められる。代理人に対して支払うときは、代理権を有することについての委任状を提出させる。
  - (ロ) 未支給給付請求者が、その支給を受けないうちに死亡した場合は、その者の相続人はその支給を請求することができる。なお、遺族が請求しないで死亡した場合は、その遺族の相続人は未支給出生後休業支援給付金の請求権者とはなれない。この場合、他の同順位者がいないときは、次順位者が請求できる。
  - (ハ) 上位の順位者がおり、その者が請求権を放棄しないにもかかわらず下位の順位者に未支給出生後休業支援給付金を支給した後において、上位の順位者から請求があった場合は、その者に未支給出生後休業支援給付金を支給しなければならない。この場合、下位の順位者に既に支給した未支給出生後休業支援給付金については返還を求めなければならない。

**60045 (5) 未支給出生後休業支援給付金に係る未支給失業等給付請求書の事務処理**

遺族から未支給出生後休業支援給付金に係る未支給失業等給付請求書の提出を受けた場合は、当該請求書に基づいて請求のあった出生後休業支援給付金につき支給要件に該当するものであるか否か及び未支給給付請求者が正当な請求者であるか否かを認定し、支給又は不支給を決定する。

様式第10号の4(第17条の2関係)

未支給失業等給付請求書

1.死亡した者	氏名	支給番号			
	死亡の当時の住所又は居所	被保険者番号			
	死亡年月日	令和 年 月 日			
2.請求者	氏名(カナ)				
	氏名				
	個人番号				
	生年月日	昭和 平成 令和 年 月 日	性別		
	住所又は居所				
3.請求する失業等給付等の種類	死亡した者との関係				
	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・就業手当・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・高齢雇用継続基本給付金・高齢再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金				
上記より未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を請求します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 請求者氏名 地方運輸局長					
※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄					
所 属 長		次 長	課 長	係 長	係

注意

- この請求書は、受給資格者、高齢受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者又は育児休業給付の支給を受けることができる者(以下「受給資格者等」という。)が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長(ただし、教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金、介護休業給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金は公共職業安定所の長に限る。)に提出すること。
- 2の個人番号欄には請求者の個人番号を記載してください。
- 2の生年月日欄については、該当する年号を○で囲むこと。
- 3欄については、請求しようとする失業等給付等を○で囲むこと。
- この請求書には、受給資格者証、高齢受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳のほか次の書類を添えること。ただし、(4)から(21)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。
  - 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類……死亡診断書等
  - 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類……戸籍謄本等
  - 請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じくしていたことを証明することができる書類……住民票の謄本等
  - 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金を請求するとき……失業認定申告書
  - 技能習得手当又は寄宿手当を請求するとき……公共職業訓練等受講証明書
  - 傷病手当を請求するとき……傷病手当支給申請書
  - 就業手当を請求するとき……就業手当支給申請書
  - 再就職手当を請求するとき……再就職手当支給申請書
  - 就業促進定着手当を請求するとき……就業促進定着手当支給申請書
  - 常用就職支度手当を請求するとき……常用就職支度手当支給申請書
  - 移転費を請求するとき……移転費支給申請書
  - 求職活動支援費を請求するとき……求職活動支援費支給申請書
  - 教育訓練給付金を請求するとき……教育訓練給付金支給申請書等
  - 教育訓練支援給付金を請求するとき……教育訓練支援給付金受講証明書
  - 高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金を請求するとき……高齢雇用継続基本給付金支給申請書
  - 介護休業給付金を請求するとき……介護休業給付金支給申請書
  - 育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書  
又は育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
  - 出生時育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
  - 出生後休業支援給付金を請求するとき……出生後休業支援給付金支給申請書等
  - 育児時短就業給付金を請求するとき……育児時短就業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書  
又は育児時短就業給付金支給申請書
- その他必要な書類
- 請求者氏名を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと

2025. 3

## 60051-60060 第4 経過措置

### 60051-60060 1 令和7年4月1日施行に伴う経過措置

#### 60051 (1) 令和7年4月1日施行に伴う経過措置

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、令和7年4月1日(以下60051において「施行日」という。)から出生後休業支援給付金が支給されることとなる。雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年10月28日厚生労働省令第144号)附則第2条第1項において出生後休業支援給付に関する経過措置が定められており、施行日前後における当該経過措置は以下のとおりである。

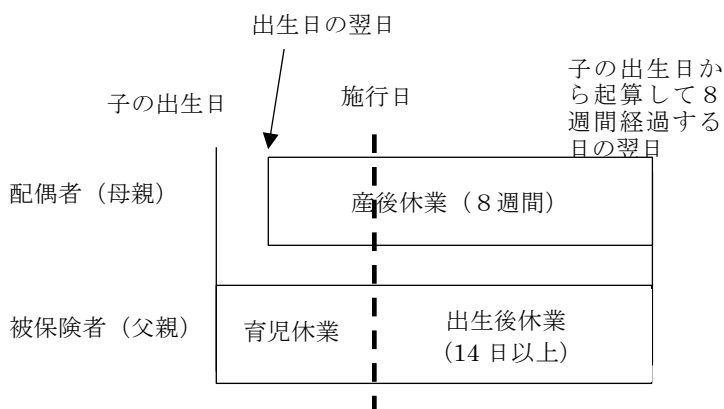
#### イ 概要

- (イ) 改正後の雇用保険法第61条の10の規定は、施行日以後に出生後休業を開始する者について適用することとされており、施行日前から引き続き出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業をしている被保険者については、施行日から出生後休業が開始されるものとして取り扱うこととする。
- (ロ) 被保険者の出生後休業要件については、60004の対象期間のうち施行日以後の期間において、出生後休業の日数が14日以上あればよいこととし、施行日以後の出生後休業の日数に応じて支給額を決定する。
- (ハ) 被保険者の配偶者の出生後休業要件については、施行日前の期間も含めた被保険者の出生後休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に、被保険者の配偶者が60002のロの休業を通算して14日以上取得していればよいこととする。また、60005の被保険者の配偶者の出生後休業例外要件については、施行日を考慮せず、被保険者の出生後休業に係る子の出生の日の翌日時点の状態を判断する。
- (ニ) この場合の休業開始時賃金日額については、施行日前における、被保険者の出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業に係る休業開始時賃金日額を用いることとする。

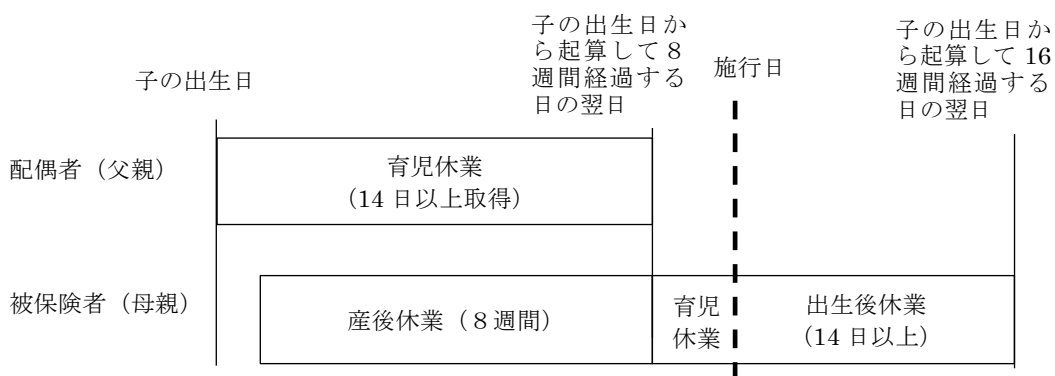
#### ロ 経過措置に係るケース整理

※便宜上、出産予定日と出生日が同一であるケースについて示す。

(例示1) 子の出生日の翌日時点で配偶者が産後休業中など被保険者の配偶者の出生後休業例外要件を満たしており、施行日以後に被保険者が14日以上出生後休業を取得していれば、被保険者は出生後休業支援給付金の支給要件を満たすこととなり、施行日以後に出生後休業をした日数に応じて支給額を決定する。



(例示2) 被保険者の配偶者が、同一の子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までに育児休業を14日以上取得しており、施行日以後に被保険者が14日以上の上出生後休業を取得していれば、被保険者は出生後休業支援給付金の支給要件を満たすこととなり、施行日以後に出生後休業をした日数に応じて支給額を決定する。



#### ハ システム入力に当たっての留意事項

育児休業開始年月日が施行日前の場合は、受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・(初回)／出生後支給申請書の「出生後休業支援給付金要件該当」欄を記入した場合はシステム上エラーとなり、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金と出生後休業支援給付金の支給決定処理を同時に行うことはできない。

施行日前から引き続き出生時育児休業給付金が支給される休業又は育児休業給付金が支給される休業をしている被保険者が出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、次の①、②の手順で入力を行うこと。

- ① 受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書又は受給資格確認票・(初回)／出生後支給申請書の「出生後休業支援給付金要件該当」欄を空欄で入力する。これにより、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金のみが支給決定される。
- ② 出生後休業支援給付金支給申請書を職員が職権で作成し入力する。このとき、当該申請書の公共職業安定所記載欄にある「18. 出生後休業支援給付金の支給日数」欄に、施行日以後の対象期間における出生後休業日数を職員がカウントの上、記入して入力する。これにより、出生後休業支援給付金が支給決定されることとなる。